

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 に向けた政府の取組

平成 28 年 10 月 7 日
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京
パラリンピック競技大会推進本部事務局

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）に関連して政府が講ずるべき施策とその進捗状況を以下のとおり公表する。

1. 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安全安心の確保

○セキュリティ対策検討・推進体制の整備：内閣官房、警察庁等

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（現：2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部）においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをI O Cに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会を平成26年10月に設置。同幹事会の下にテロ対策WT及びサイバーセキュリティWTを設置するとともに、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録。また、同幹事会において、平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に設置することを決定。また、平成27年10月にサイバーセキュリティWTの下に、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会」を設置し、関係主体間において対処のための的確な情報共有を担う中核的組織としての対処体制（オリンピック・パラリンピックCSIRT（Computer Security Incident Response Team））の構築・運用に向けた検討を推進。

○未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化：法務省、財務省、警察庁、内閣官房、外務省、海上保安庁、公安調査庁等

事前情報の活用による入国審査及び通関検査の強化のため、①入国管理局においては、平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求められることができる制度を開始し、平成28年1月からは、航空会社による輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得の開始により、より効果的・効率的な外国人の入国審査を実施。また、平成28年10月から、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を開始。②税関においては、航空会社によるNACCS経由でのPNRの電子的報告を可能とし（平成27年4月施行）、平成27年7月から、全旅客のPN

RのNACCSによる電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得、その分析・活用等の一元的な実施により、携帯品の通関検査を一層効果的・効率的に実施。

また、不審・危険動向等の未然防止及びテロ関連物品の水際阻止に向けては、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）及び「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（平成27年12月4日付同推進本部決定）も鑑み、「国際テロ情報収集ユニット」の新設及び増強等を含む情報収集・分析等の強化、海外における邦人の安全の確保、水際対策の強化、重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化等に係る各種施策を推進するとともに、引き続き、国内外の関係機関との連携強化等を推進。

○大会運営に係るセキュリティの確保：警察庁、海上保安庁等

テロや災害等に備え、情報収集・分析の強化、競技会場・重要施設やこれらの周辺海域の警戒警備及び対処能力の強化、大会組織委員会等との連携強化等を推進。平成27年6月、大会開催までにテロ対策を強力に推進していくため、「警察庁国際テロ対策強化要綱」を取りまとめ。また、競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を盛り込むため、新国立競技場の設計に関する協議に参画するとともに、競技会場等予定地の実査に着手。さらに、平成27年4月、大会に向けたセキュリティ協力を強化するための警察庁・英国内務省間意図表明文書に国家公安委員会委員長が署名。

あわせて、会場周辺海域の警備用参考図の整備や海上交通の安全確保等を実施。

○警戒監視、被害拡大防止対策等：防衛省

競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策について検討を開始。

○NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化：厚生労働省、総務省、警察庁、海上保安庁

大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。さらに、NBC災害対応力強化のため、緊急消防援助隊の増隊・強化、大型除染システム搭載車の配備、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を推進。さらに、対応に万全を期すため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を取りまとめ、平成27年4月に公表。

○サイバーセキュリティ確保のための取組の推進：内閣官房等

サイバーセキュリティ基本法に基づく新たな「サイバーセキュリティ戦略」を平成27年9月に閣議決定。同戦略に基づき、大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要システム・サービスを対象としたリスク評価に基づく対策の促進や、大会組織委員会を含めた関係組織との情報共有の中核的組織としての対応体制（オリ

ンピック・パラリンピックCSIRT)の整備に向け、検討を実施している。

リスク評価に基づく対策の促進においては、大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要システム・サービスを提供する事業者等における継続的なリスク評価の実施に向けて、その手順書を平成28年9月に作成。対処体制(オリンピック・パラリンピックCSIRT)の整備に向けては、G7伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合、2016年リオデジャネイロ大会において、現地への連携要員の派遣を含む情報共有体制の試験運用を実施。

○首都直下地震対策の強化：内閣府等

首都直下地震対策特別措置法に基づく、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月策定、平成27年3月変更)において、施策に関する基本的な方針の一つとして大会に向けた対応を掲げるとともに、今後10年間で達成すべき減災目標を達成するための取組を関係省庁等と連携して推進している。

併せて、平成28年3月には、東京都をはじめとする地方公共団体と連携し、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の策定。平成28年度以降、同計画について、訓練等を実施。

また、平成26年6月に、大会の成功に向けて防災担当大臣と東京都知事の合意により、首都直下地震対策を推進するための合同検討チームを設置。必要に応じて同チームに分科会を設置し、具体的なテーマについて検討を進めている。

○避難誘導対策の強化：内閣府等

関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。平成28年3月にピクトグラムをJIS制定。

○感染症対策の推進：厚生労働省

これまで、エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫所職員の増員など、検疫体制の整備を進めている。中南米、東南アジアで流行しているジカウイルス感染症についても検疫感染症に位置付けるなど水際対策等に万全を期している。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成32年度(2020年度)までの排除に向けて、抗体検査や予防接種を推奨するとともに、平成26年度から都道府県等に対する抗体検査補助事業を実施。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実させ、また、高齢者等、特に対策を必要とする者への重点的な対策を適切に講じていく。

また、大会期間及びその前後における感染症の早期探知とまん延防止を目的としたサーベイランス体制の構築や衛生対策の徹底などについて検討中。

○食中毒予防策の推進：厚生労働省

食文化の異なる外国人が多数来日することも踏まえ、大会が開催される夏期に

おける食中毒予防策の推進のため、夏期の一斉取締りや8月を食品衛生月間とするなどの食中毒予防策や、国際的な衛生管理の手法であるHACCPの導入促進など関係自治体等と連携して必要な対策を実施していく。

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

○出入国審査の円滑化：法務省等

平成26年6月に成立した改正入管法に基づく出入国審査の円滑化措置として、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年11月1日から開始予定。

○CIQ体制の強化等：法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等

出入国審査・税関・検疫（CIQ）に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員。また、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、平成27年7月に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を、同年12月に入国審査官、税関職員の緊急増員を実施。さらに、平成28年9月においても、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めており、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

○首都圏空港の機能強化：国土交通省

首都圏空港の機能強化については、平成26年8月に関係自治体等が参画する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、大会までの空港処理能力約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。

平成28年7月に開催した第4回協議会において、関係自治体から羽田空港機能強化に必要となる施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて理解を得た。

今後は、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進める。

○空港アクセス等の改善：国土交通省

鉄道については、空港アクセス関連の駅におけるハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化や多言語による案内の充実など更なる外国人対応の推進等に取り組む。

羽田空港と都心部の駅等とを結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行（平成26年10月開始）や、タクシーの新たな定額運賃（平成27年3月適用）等、引き続きサー

バス充実に取り組む。

○道路輸送インフラの整備：国土交通省等

首都高速中央環状品川線（平成 27 年 3 月 7 日開通）・晴海線、国道 357 号（立体化等）・14 号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第 2 号線等について東京都による整備を支援。

○大会開催時の輸送：警察庁、国土交通省

平成 25 年 12 月より、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者や観客等の輸送についての検討を実施。平成 27 年度より、大会組織委員会も共同主催者となり、名称も「輸送連絡調整会議」と改めて、オリンピック・パラリンピックレーンの設置などについて検討。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中核に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

○多言語対応の強化：内閣官房、観光庁等

東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成 26 年 11 月に「多言語対応の取組方針」を策定。案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取組みを推進。また、平成 27 年 6 月に設置された「新宿ターミナル協議会」において新宿駅の乗り換えルートのバリアフリー化などとともに、多言語対応を含む案内サインの改善など、大規模ターミナルの利便性の向上に取り組む。他のターミナルでの展開も含め、引き続き、大会に向けて、行政・民間が一体となった取組を積極的に推進。

平成 26 年 12 月には羽田空港国際線ターミナルに、英語研修を受けた運転者のタクシー専用レーンを設置。

○無料公衆無線 LAN：総務省、観光庁等

訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線 LAN 環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成 26 年 8 月に設置。平成 27 年 2 月に、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」マークを導入。平成 28 年 3 月末に、実証実験を実施。引き続き簡素化・一元化の取組を進めているところ。

○宿泊施設の供給確保に向けた対策：観光庁、厚生労働省、内閣府

現在、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は、80%超と年々高い水準で推移している。旅館の稼働率についても、まだ余裕があるものの近年増加傾向が見受けられる。

まずは、既存の施設や枠組み（旅館・近隣県の宿泊施設・国家戦略特区・イベント民泊等）を活用するとともに、「民泊サービス」の活用については、平成 28 年 6 月に「民泊サービスのあり方に関する検討会」の最終報告書を取りまとめたところであり、引き続き、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適

切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、必要な法整備に取り組む。

○医療機関における外国人患者受入環境整備：厚生労働省、観光庁

外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、平成 26 年度より、医療通訳等が配置された病院の整備を開始し、平成 28 年度より、院内資料の多言語化等の支援を実施。外国人患者受入れ医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。平成 27 年度中に選定した外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（約 320 箇所）を更に充実する。

○外国人来訪者等への救急・防災対応：総務省

消防庁では「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、多言語コミュニケーションを支援するシステムへの取組状況を調査し、その活用事例を報告書で紹介した。その中で、多言語音声翻訳アプリを活用した救急訓練の実施事例を紹介した。今後も、障害者も活用可能かも含めて、実用化に向けた研究を継続する。また、救急車の利用方法や応急手当等の情報を記載した「救急車利用ガイド（英語版）」を作成し、都道府県に 3 万部配布した。平成 28 年度は追加言語を検討し、その周知方法については関係省庁と連携し検討していく。

さらに、スマホ等を利用した音声以外の 119 番緊急通報手段の導入・普及、多言語対応の全国版防災アプリ（避難支援アプリ）の整備等を推進。

また、大規模イベント開催において必要な車両、資機材等の確保、管外からの応援体制については、関係機関と協議を進めている。

○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進：国土交通省等

大会を控え、美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から本格的に無電柱化を推進。特に、無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路を対象に道路法第 37 条に基づく電柱の新設を禁止するとともに、電線管理者のコスト負担を軽減するため、平成 28 年度から固定資産税の特例措置を創設。また、平成 27 年 12 月に低コスト手法の導入に向けた技術検討に関するとりまとめを行い、今後、モデル施工の実施や関係省庁において直接埋設用電線ケーブル等の調査を行う予定。

なお、センター・コア・エリア内の国が管理する道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し 2019 年度までに無電柱化を完了させる予定。

○外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備：経済産業省

全ての来訪者が訪日中にストレス無く快適に過ごせるよう、多くの訪日外国人が旅行中の困ったこととしてあげている両替・クレジットカード利用をはじめとした滞在環境の改善を目指すとともに、日本への好印象を与えるおもてなしサービスのあり方などについて、社会実装に向けて具体的に検討を進めているところ。

③暑さ対策・環境問題への配慮

○環境配慮の推進：環境省等

平成 26 年 8 月に取りまとめた報告書（「2020 年オリンピック・パラリンピック 東京大会を契機とした環境配慮の推進について」）を踏まえ、大会及び東京都市圏において、①低炭素化の推進、②暑熱対策、③3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等に取り組む。

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決：経済産業省、国土交通省、環境省等

再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けて自治体と連携した水素サプライチェーンの実証を実施している。また、燃料電池自動車の導入や水素ステーションの整備を支援するとともに、低コスト化等の技術開発や規制見直しに向けた検討等を実施している。また、平成 28 年 9 月にとりまとめた「福島新エネ社会構想」において、福島で再生可能エネルギーから水素を製造し、大会時に東京で活用する実証を行うこととしており、今後、プロジェクトの具体化を進める。

革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向けては、平成 28 年 1 月に官民有識者による検討会を立ち上げ、エネルギーリソースアグリゲーションに係る制度整備に向けた議論を開始するとともに、蓄電池等の統合制御を行う実証プロジェクトを平成 28 年度から開始した。また、平成 29 年中のネガワット取引市場の創設に向けて、平成 28 年 9 月にネガワット取引ガイドラインを改定した。引き続き、関連省令の制定や、システム整備等に向けた検討を実施していく。

○アスリート・観客の暑さ対策の推進：内閣官房、国土交通省等

大会が、暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成 27 年 5 月に「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置。同年 9 月の中間とりまとめを踏まえ、競技会場等の暑さ対策、ICT を活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等の検討を推進。

併せて、「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、外国人等に対して発信すべき熱中症等関連情報の内容や提供手段などを検討。平成 28 年度における情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信。

また、国土交通省において設置した、東京都や大会組織委員会、有識者等を委員とする「アスリート・観客にやさしい道の検討会」において、路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施し、道路緑化や路面温度上昇抑制機能を有する舗装等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策について、取組の方向性を議論していただいているところである。

今後、提言いただく取組の方向性をもとに対策を推進する。

(注) その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○外国人来訪者等への救急・防災対応 (p. 6)

④メダル獲得へ向けた競技力の強化

○競技力の向上：文部科学省

大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。

○強化・研究拠点の在り方：文部科学省等

オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成 27 年 1 月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。

○自衛官アスリートの育成及び競技力向上：防衛省

有望選手の獲得施策を推進しているほか、平成 26 年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

○射撃競技における競技技術の向上：警察庁等

競技技術の向上に資するため、平成 26 年 11 月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施（平成 27 年 4 月施行）。

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備：文部科学省等

クリーンな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討中。平成 28 年 1 月、国内アンチ・ドーピング体制の構築・強化、及び、国際的なスポーツインテグリティ確保への支援・貢献に向け、課題を整理し必要な対応を議論するためのタスクフォースを設置し、同年 8 月中間報告書を公表。

⑥新国立競技場の整備

○新国立競技場の整備等：内閣官房、文部科学省等

「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成 27 年 8 月 28 日に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターにおいて、同年 12 月 22 日に整備事業の優先交渉権者として「新国立競技場整

備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体」を選定。同者が提案した「広く市民に開かれた“木と緑のスタジアム”」、「臨場感と見やすさ、競技者の力を引き出す“皆のスタジアム”」、「持続的な森を形成する大地に近い“環境共生型スタジアム”」、「コスト・工期を縮減する“シンプルな同断面の構成”」をコンセプトとした施設計画を基に、平成 28 年 1 月から設計・施工を一貫して行う整備事業を実施。同年 12 月に本体工事に着手し、平成 31 年 11 月末に完成予定。

⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成

○Sport for Tomorrow プログラムの実施：文部科学省、外務省

平成 26 年 8 月に設立した Sport for Tomorrow コンソーシアム（官民連携のネットワーク）も活用しつつ、スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を実施。

○国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及：文部科学省

オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開することを目指し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、大会を始めとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブのあり方について検討を進める。また、平成 27 年 2 月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を立ち上げ、平成 28 年 7 月に最終報告を公表。

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催：文部科学省等

大会に向けて国内外の機運を高めるため、「日本再興戦略」改訂 2015（別冊）改革 2020 プロジェクト（平成 27 年 6 月閣議決定）に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催について明記。現在、平成 28 年 10 月開催に向け具体内容を検討するとともに、関係者との調整を実施する等、準備を進めているところ。

○Special プロジェクト 2020 の実施：文部科学省等

大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点とするために、2020 年に全国の特別支援学校でスポーツのみならず文化・教育活動も含めた全国的な祭典を開催するための準備を進めているところ。

⑧その他

○記念貨幣の発行等に向けた発行検討：財務省

2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成するため同大会を記念する貨幣を発行する旨決定した（平成 28 年 7 月 12 日閣議決定）。大会開催までに複数種類を発行するとの方針の下、まずは、リオデジャネイ

口から東京への開催都市の引継をテーマとする記念貨幣の図柄等を決定し、平成28年以内に発行予定（平成28年8月29日政令改正）。今後発行するオリンピック・パラリンピック記念貨幣の図柄等については、（独）造幣局と連携し検討中。

○大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等：総務省、文部科学省

全ての都道府県及び指定都市において、協賛宝くじを平成28年度より発売。また、記念切手の発行について、日本郵便（株）及び大会組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための特別措置法が平成27年5月に成立（同年6月施行）。

○記念自動車ナンバープレートの発行：国土交通省

図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「図柄入りナンバープレート制度最終取りまとめ」を平成28年5月公表。具体的な図柄は関係機関と調整のうえ、国民から公募、視認性の確認等を経て決定し、平成29年10月頃に交付開始予定。

○知的財産保護のあり方検討：経済産業省等

知的財産保護に係る国と大会組織委員会との打ち合わせを開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換等を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

○式典等大会運営への協力検討：防衛省

国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

○建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置：国土交通省等

大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始した。

○大会に向けた各種建設工事における安全確保：厚生労働省

新国立競技場等の大会施設の整備が安全かつ着実に実施されるよう、平成28年1月に、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合からなる協議会を設立。協議会においては同年6月に大会施設工事における安全衛生対策の基本方針を策定。

また、厚生労働省では、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるよう、工事従事者への安全衛生教育や施工業者への技術指導等の対策を強化。

2. 大会を通じた新しい日本の創造

(1) 大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化

○被災地と連携した取組の検討：内閣官房、復興庁等

大会組織委員会、岩手県、宮城県、福島県等と構成する「被災地復興支援連絡協議会」で、大会が復興の後押しとなるよう3県と連携した取組について平成26年7月より検討を開始。同年6月には、大会組織委員会会長が3県を訪問し、各県知事と意見交換を実施。

平成27年8月には、東京オリンピック・パラリンピック大臣が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施。同年9月末にI O Cに提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際には、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、東京オリンピック・パラリンピック大臣から大会組織委員会会長に対し要望。同年10月に宮城県石巻市、平成28年1月に岩手県釜石市で各市長と意見交換を実施。

平成28年5月、9月には、被災自治体からの要望等も踏まえ、復興大臣が東京都を訪問し、都知事に被災地での競技開催、聖火リレー等を要請。

○ホストタウンの推進：内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等

「ホストタウン関係府省庁連絡会議」で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を平成26年7月に開始。平成27年9月に第2回連絡会議を開催し、事業を推進するための要綱を決定し、全国の自治体に通知。平成28年1月の第3回連絡会議において44件の登録を公表し、次いで同年6月には第二次登録として47件の公表を実施したところ（合計の登録件数は91件）。同年11月頃を目途に第三次登録団体を決定・公表する予定。

今後も2016年リオデジャネイロ大会後に各国・地域の動きも本格化すると考えられることから、来年度以降についても年に複数回の登録を実施する予定。

○事前キャンプ誘致：内閣官房、文部科学省等

事前キャンプ誘致について、大会組織委員会が、国を含む関係者と連携して平成27年1月に事前キャンプ地の候補地ガイド（紹介リスト）掲載に係る応募要項を公表し、同年4月から平成30年9月まで自治体からの申請登録を受付。大会組織委員会は、これに基づき「T O K Y O 2020 事前キャンプガイド」を2016年リオデジャネイロ大会に合わせて平成28年8月からHP上で公開した。

○対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信：経済産業省、文部科学省等

我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、成長戦略に盛り込まれた施策推進を通じたビジネス環境等改善・向上の成果を積極的に発信する。

○東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大
：内閣官房、経済産業省等

東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画し、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組を開始。同協議会は、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトを構築（平成 28 年 4 月から本格稼働）。

今後は、都をはじめとする協議会や経済団体等と連携し、中小企業のビジネス機会の拡大に向けた検討、取組を進めていく。

②日本の技術力の発信

○社会全体の ICT 化の推進：総務省等

大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、訪日する外国人旅行者の利便性の向上にも資する新たなイノベーションを世界に発信するため、スマートフォンや交通系 IC カード、クラウド技術等を活用し、無料公衆無線 LAN 環境、多言語対応、4K・8K や属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、放送コンテンツの海外展開、情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築等の施策について、産学官共同で検討する「2020 年に向けた社会全体の ICT 化推進に関する懇談会」において検討。平成 27 年 7 月に「アクションプラン（第一版）」をとりまとめ、引き続き、当該プランの実現に向けた検討、取組を推進。

○大会における最新の科学技術活用の具体化：内閣府等

平成 26 年度に内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、2020 年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する 9 つのプロジェクトをとりまとめた。平成 27 年度に官民一丸となった取組を具体化した「事業計画」を取りまとめ、計画を踏まえて実施中。

○自動走行技術を活用した次世代都市交通システム：内閣府等

自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（ART）の実用化に関しては、車いすや高齢者の方々も乗り降りしやすいよう、バス停に正確に横付けする正着制御技術、新幹線並みのスムーズな加減速技術などでアクセシビリティの向上を図ると共に公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術も統合することで安定した定時運行の実現に向けた検討を進めている。

平成 28 年 4 月には、ART に係る技術の開発と実証に向け、内閣府や東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結しており、引き続きこれら関係者間で連携しつつ、今後の実証実験を見据えた具体的な計画の検討に取り組む予定。

○先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現：文部科学省等

「ユニバーサル未来社会推進協議会」において、あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、ショーケース化を推進。フィールド構築や技術開発・実証を行うためのワーキンググループを順次設置し、技術開発・実証における課題や必要な規制・制度改革の明確化など社会実装に向けた検討を進めている。

○高精度衛星測位技術を活用した新サービス：内閣府、経済産業省等

宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

○義肢装具等の先端技術の発信：厚生労働省等

国際義肢装具協会の世界大会が、平成31年（2019年）に同協会日本支部主催により神戸市で開催される。これに際し、①最新の筋電義手や介護リハビリロボット等の見本市、②義肢メーカーやパラリンピアンとの参画によるプレパラリンピックPRイベント、③WHOとの共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報が発信される予定であり、政府としても協力・支援を予定。

（注）その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（p.7）

③外国人旅行者の訪日促進

○「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興：内閣官房、観光庁等

平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人とする等の目標を設定。

「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム2016」に基づき、オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーション等を実施。

○水辺環境の改善：国土交通省

水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始し、河川占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保によるまちづくりと一体となった水辺環境の改善等を支援。

（注）その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○空港アクセス等の改善（p.4）

- 道路輸送インフラの整備 (p. 5)
- 多言語対応の強化 (p. 5)
- 無料公衆無線LAN (p. 5)
- 宿泊施設の供給確保に向けた対策 (p. 5)
- 医療機関における外国人患者受入環境整備 (p. 6)
- 外国人来訪者等への救急・防災対応 (p. 6)
- 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進 (p. 6)
- 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備 (p. 6)
- スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催 (p. 9)
- 社会全体のICT化の推進 (p. 12)
- 文化を通じた機運醸成 (p. 14)
- 文化プログラムの推進 (p. 14)
- クールジャパンの効果的なPRの実施 (p. 15)
- 和食・和の文化の発信強化 (p. 15)

(2) 日本文化の魅力の発信

○文化を通じた機運醸成：内閣官房、文部科学省等

我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、国民一人一人が大会に幅広く関わりを持ち、参加するなど、日本全国での大会機運の醸成のため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする関係府省庁等連絡会議を平成27年11月に設置。「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月閣議決定）推進の重点分野として文化を通じた機運醸成に資する試行プロジェクト実施し、その効果検証を行う。また、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認定し、関係機関が一体となって推進する。

○文化プログラムの推進：内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針：平成27年5月閣議決定）に、リオ大会の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記。

企業メセナ協議会が文化プログラム支援のための「2021芸術・文化による社会創造ファンド」を造成し文化庁と連携。あわせて、在外公館による文化事業や、平成26年度より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」等の、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能を生かして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進。

○クールジャパンの効果的なPRの実施：内閣府、経済産業省等

クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。大会に併せたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討の一環として、対象となりうるイベントの特定に向けた検討作業を開始。あわせて、平成27年度において更なるクールジャパン資源の発掘に取り組む。また、平成27年1月より、官民メンバー参加の下、2020年までの期間とその後を見据えて、「クールジャパン戦略推進会議」を開催し、同年6月、日本の魅力の効果的な発信を更に進めるため「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を策定。当該イニシアティブに掲げられた取組を、関係府省等が一体となり推進。

○和食・和の文化の発信強化：内閣官房、農林水産省等

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を平成28年5月に設置したところ。本会議を通じ、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等の取組等を推進。

また、施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、大会組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチームを平成27年10月、平成28年2月、7月に開催。

(注) その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催 (p. 9)

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

○障害者スポーツの普及促進：文部科学省

障害者のスポーツ実施率(成人週1回以上:19.2%)等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。さらに、特別支援学校等を中心とした地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進するための実践研究を平成28年度から実施。

(注) その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○競技力の向上 (p. 8)

○強化・研究拠点の在り方 (p. 8)

○国内アンチ・ドーピング活動体制の整備 (p. 8)

○新国立競技場の整備等 (p. 8)

○Sport for Tomorrow プログラムの実施 (p. 9)

○国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及 (p. 9)

○地域スポーツの推進 (p. 16)

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止

○地域スポーツの推進：文部科学省

ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率（成人週1回以上：40.4%）を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。

○受動喫煙防止対策の推進：厚生労働省、内閣官房等

近年の全てのオリンピック・パラリンピック開催地では、受動喫煙防止に関し強制力を持った法令上の措置が講じられている。平成27年6月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ事務局が協力して、2020年に向けた受動喫煙防止対策に取り組むよう要請を実施。平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ、立法措置も含め検討を開始。

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー

○大会に向けたアクセシビリティの実現：内閣官房等

障害の有無に関わらず、全ての人にとってアクセス可能な大会を実現するため、大会関係施設やアクセス経路等のユニバーサルデザイン化や関係者による「心のバリアフリー」を推進すべく、大会に向けたハード・ソフト両面でのバリアフリー化を図るため、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を平成26年11月に設置。障害者団体等の参画も得て「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定に向けた検討を行い、構造物の設計段階で必要な項目等について暫定基準を取りまとめ、平成28年1月にIPCより承認を受けたところ。残りの項目について検討を継続し、6月にガイドライン全体として取りまとめ、IPCに最終承認申請を行っているところ。IPC承認後は、その遵守に向けて、公共交通事業者等を含めた関係者への働きかけを行う予定。

○大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進：内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等

大会を共生社会実現に向けた絶好の機会と捉え、全国において心のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとすべく、平成28年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。その後、様々な種別の障害者団体や有識者等との意見交換を通じ、共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する特別視やステレオタイプの理解を排し、「障害の社会モ

デル」をベースとした取組を推進すべきことを確認した。8月には、幅広く学校教育や企業研修において「心のバリアフリー」を反映することや、大会に向けた重点的なバリアフリー化、全国各地において高い水準のユニバーサルデザインを推進すること等、総合的な施策の方向性をとりまとめた（ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ）。今後、制度面等を含む詳細について議論を深め、年末に最終とりまとめを行う予定。

○バリアフリー対策の強化：国土交通省等

1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。加えて、8月の「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」を踏まえて、東京大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の推進、バリアフリー基準やガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準の底上げ、交通事業者の接遇や研修の改善等を通じた心のバリアフリーの推進に取り組んでいくこととしている。

○新国立競技場の整備等：内閣官房、文部科学省等（再掲）

「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成27年8月28日に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターにおいて、同年12月22日に整備事業の優先交渉権者として「新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体」を選定。同者が提案した「広く市民に開かれた“木と緑のスタジアム”」、「臨場感と見やすさ、競技者の力を引き出す“皆のスタジアム”」、「持続的な森を形成する大地に近い“環境共生型スタジアム”」、「コスト・工期を縮減する“シンプルな同断面の構成”」をコンセプトとした施設計画を基に、平成28年1月から設計・施工を一貫して行う整備事業を実施。同年12月に本体工事に着工し、平成31年11月末に完成予定。

○ICT化を活用した行動支援の普及・活用：国土交通省、総務省

ユニバーサル社会の構築に向け、大会を当面の目標とし、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境を整備する。さらに、社会全体のICT化実現に向け、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」における平成27年7月の「アクションプラン（第一版）」において明記された、多言語音声翻訳、デジタルサイネージの推進、スマートフォンや交通系ICカードを活用した入国から出国までのスムーズな移動や言語等の属性情報に応じた情報提供など、利便性を具体的に感じられるサービスの実現に向けた検討、取組を引き続き実施。

○大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進：内閣府等

大会を契機として、働き方改革等のワーク・ライフ・バランスを進め、我が国における女性活躍を加速することを通じて、共生社会を実現するとともに、オリ

ンピック憲章の根本原則を実現し、大会組織委員会が取り組む持続可能性に配慮した調達に資するよう、「女性活躍加速のための重点方針 2016（平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」に基づき、企業のインセンティブとして、国や独法等の調達でワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価するとともに、同様の取組が地方公共団体、民間企業等においても広がるように働きかけや啓発等を進める。

（注）その他本項に該当する施策として、以下も参照。

○Special プロジェクト 2020 の実施（p. 9）

※本資料における各事項は東京都、大会組織委員会、JOC、JPC等関係団体からの要望事項等をふまえたものである。

特に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会 幹事会」（第 6 回：平成 28 年 7 月 21 日）において、東京都の要望事項の協議が行われている（参考 1、2）。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会 幹事会 施策リスト

1 競技会場の整備等

- ・ 競技会場の整備
- ・ 安定的な大会運営
- ・ 競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備
- ・ 競技会場周辺の防災対策の強化

2 輸送手段の整備

- ・ 三環状道路の整備及び利用しやすい料金体系の構築
- ・ 会場周辺道路・公共交通機関の整備
- ・ 拠点駅周辺の基盤整備
- ・ 羽田空港の機能強化
- ・ 大型クルーズ客船ふ頭の整備

3 交通機関や公共空間のバリアフリー化

- ・ 鉄道のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化

4 テロ対策など治安対策等の強化

- ・ 治安の維持向上
- ・ 首都東京を守るテロ対応力の強化
- ・ 防災・危機管理体制の強化

5 外国人旅行者の受入体制の整備

- ・ 快適な滞在環境の整備

6 大会開催都市にふさわしい環境の整備

- ・ 大会開催に向けた緑化の推進
- ・ 大会開催に向けた環境施策の推進

7 スポーツ・文化・産業の振興

- ・ スポーツ施設の整備等
- ・ 文化プログラムの推進
- ・ 大会を契機とした経済活性化

8 パラリンピック競技大会に向けた競技会場の整備等

- ・ 競技会場の整備及び安定的な大会運営
- ・ 障害者スポーツの振興
- ・ 鉄道のバリアフリー化（再掲）
- ・ 道路のバリアフリー化（再掲）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議
東京都との連絡協議会 幹事会 協議事項リスト

参考2

8項目2.4施策

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
1. 競技会場の整備等	①競技会場の整備	オリンピック・パラリンピック準備局 産業労働局	内閣官房 スポーツ庁 林野庁 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○国立霞ヶ丘競技場の建替の推進 ○国立霞ヶ丘競技場の整備に伴う協議・調整の実施 ○都、他自治体及び民間事業者が整備する競技会場に対する積極的な財政支援 ○「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」への対応など施設のバリアフリー化に対する十分な財政支援 ○都が整備する競技会場への木材活用に対する財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年12月に開催した「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（第5回）」において、「新国立競技場の整備に係る財政負担について」を決定し、平成28年5月にJSC法等を改正 ○「新国立競技場の整備計画」に基づき、文部科学副大臣を座長とし、スポーツ庁、内閣官房、JSC、東京都で構成する「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」を開催し、大会後の利活用の在り方について検討中。平成28年夏頃までに論点整理を行う予定 ○平成27年10月に、内閣官房と関係省庁、東京都、大会組織委員会で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」を設置し、木材利用について検討中 ○平成27年11月に、内閣官房、競技会場が所在する自治体及び大会組織委員会において「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関係自治体等連絡協議会」を立ち上げ、競技会場の整備や運営に伴う諸課題等について協議中 ○オリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局と内閣官房、スポーツ庁、林野庁、国土交通省住宅局とで個別協議中
	②安定的な大会運営	生活文化局 オリンピック・パラリンピック準備局	内閣官房 スポーツ庁 他	<ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック競技大会の開催に必要な資金の確保 ○大会組織委員会に対する税制上の優遇措置 ○関係省庁から大会組織委員会への職員派遣の仕組みづくり【目的達成の為、協議終了】 ○大会スタッフ（非居住者）やIOC等への非課税措置 ○アンチ・ドーピングに係る体制整備 ○ボランティアの裾野拡大と着実な育成への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年5月に「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」が成立したことに伴い、組織委員会の要請に応じた関係省庁から組織委員会への職員派遣に係る課題が解消 ○平成28年1月に、文部科学副大臣を座長とし、アンチ・ドーピングに係る体制整備・強化に向け、スポーツ庁、組織委員会、関係団体を構成員とする「アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース」を設置し、検討中 ○平成27年9月に、国や競技会場を有する自治体、民間団体等を構成員として「東京都ボランティア活動推進協議会」を設置し、大会関連ボランティアの裾野拡大等について検討中 ○オリンピック・パラリンピック準備局とスポーツ庁とで個別協議中

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
1. 競技会場の整備等	③競技会場等となる都立公園及び海上公園の整備	建設局 港湾局	財務省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○競技会場等となる都立公園の再整備に係る補助の創設及び財源の確保 ○都立公園に設置する仮設物等を交付金の対象に拡充 ○国費を導入した既設公園施設に対する処分制限の緩和 ○借受国有地の都立公園における利用計画変更手続きの緩和 ○競技会場等となる海上公園の改修のための補助対象採択基準の拡充及び財源の確保 	○建設局、港湾局と国土交通省都市局、国土交通省港湾局、財務省理財局とで個別協議中
	④競技会場周辺の防災対策の強化	建設局 港湾局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の堤防の耐震対策、水門等の耐震・耐水対策のための財源の確保 ○東京港の防潮堤、水門等海岸保全施設の耐震・耐水対策等のための財源の確保 	○建設局、港湾局と国土交通省水管理・国土保全局、国土交通省港湾局とで個別協議中
2. 輸送手段の整備	⑤三環状道路の整備及び利用しやすい料金体系の構築	都市整備局 建設局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○外かく環状道路(関越道～東名高速間)の2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までの開通実現 ○外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)の早期具体化 ○外かく環状道路の整備に当たっての地域住民の意見や要望に対する「対応の方針」の確実な履行 ○引き続き、一体的で利用しやすい高速道路の料金体系の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年11月に、国土交通省など事業者と都を構成員とする「東京外かく環状道路（関越～東名）事業連絡調整会議」を設置し、事業推進について調整中 ○平成28年2月に、国土交通省、東京都及び川崎市の3者を構成員とする「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」を設置し、早期具体化に向けて検討中 ○平成28年4月から首都圏の高速道路に新たな料金体系が導入され、5月に国土交通省が導入後1ヶ月の効果を発表 ○都市整備局、建設局と国土交通省都市局、国土交通省道路局とで個別協議中

項 目	施 策	都所管局	省 庁 名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
2. 輸送手段の整備	⑥会場周辺道路・公共交通機関の整備	都市整備局 建設局 港湾局 警視庁	内閣府 警察庁 法務省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○都市高速道路晴海線Ⅱ期区間(晴海～築地間)の早期事業化 ○国道357号(東京港トンネル)の整備推進ならびに多摩川トンネル・その他の未整備区間の早期事業化及び整備の推進 ○臨港道路南北線及び接続道路の整備の推進及び必要な財源の確保 ○道路・橋梁事業の推進に必要な財源の確保 ○首都高速道路構造物の老朽化対策の推進 ○直轄国道の早期整備 ○中央自動車道の上野原IC以東の渋滞対策の推進 ○円滑な輸送に向けたオリンピック・レーンの整備等に対する制度の充実と財源の確保 ○都心と臨海副都心を結ぶBRTの整備・運行に対する財政支援等 ○マンション共有地を円滑に取得するための法令改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年3月に国道357号（東京港トンネル（海側））が開通し、同年2月から多摩川トンネルの工事に向けた現地での地質調査を実施 ○首都高速の高速1号羽田線（東新橋栈橋・鮫洲埋立部）の大規模更新事業について平成27年8月に工事契約 ○中央道の渋滞対策については、平成27年8月に、小仏トンネル付近で事業化されるとともに、調布付近では付加車線設置により、同年12月から3車線運用を開始 ○平成27年9月に、東京都が「都心と臨海副都心とを結ぶBRT」の運行事業者として京成バス株式会社を選定し、同年11月に基本協定を締結するとともに、平成28年4月に「都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画」を策定 ○内閣府が進める戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動走行システムで検討されている「次世代都市交通システム」（ART）に係る最先端技術の実現に向けた協力を行うことを目的に、内閣府、東京都、京成バス株式会社並びに車両メーカー3社と覚書を締結 ○都市整備局、建設局、港湾局、警視庁と警察庁交通局、法務省民事局、国土交通省都市局、国土交通省道路局、国土交通省自動車局、国土交通省港湾局とで個別協議中
	⑦拠点駅周辺の基盤整備	都市整備局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点駅周辺の基盤整備のための財源の確保 [品川駅]周辺基盤整備の早期事業化 [新宿駅]東西自由通路整備事業 [渋谷駅]自由通路整備事業 [東京駅]南部東西自由通路整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市整備局と国土交通省都市局とで個別協議中

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
2. 輸送手段の整備	⑧羽田空港の機能強化	都市整備局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○空港容量の拡大及び国際線の増枠推進 ○自然災害や不測の事態に対する適切な対策の早期実施 ○羽田空港の機能発揮に資する交通アクセス等の強化 ○羽田空港を活用した跡地利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏空港の機能強化の具体化に向け、国土交通省は、「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、関係自治体等と協議中 ○平成27年7月から平成28年1月にかけて住民に幅広く理解を得ていくため、国土交通省が、都・区市と連携しつつ、羽田空港機能強化に関する説明会（オープンハウス型）を開催し、住民の意見等も踏まえ、本年夏までに環境影響等に配慮した方策を策定予定 ○深夜早朝時間帯の交通アクセス改善に向けて、平成26年10月に国土交通省とともに実施したアクセスバスの実証運行を踏まえ、平成27年度は、路線数及び停留所数の拡大や深夜便の運行本数を増便するなど運行拡充を図り、平成28年度も引き続き、アクセスバスの運行を継続 ○平成28年4月、羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会（第3回）において、「羽田空港周辺・京浜臨海部の連携強化の取組について」（平成27年5月）に基づき、本地域の成長戦略拠点形成を図るための取組を引き続き推進することを確認 ○平成28年2月、国家戦略特別区域会議を経て、跡地第1ゾーンの土地区画整理事業の都市計画が決定され、平成28年度内の事業認可の取得に向けて調整中 ○平成28年6月に、国土交通省が羽田空港跡地（第2ゾーン）において、宿泊施設等の整備・運営を行う民間事業者を選定 ○都市整備局と国土交通省航空局とで個別協議中
	⑨大型クルーズ客船ふ頭の整備	港湾局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○大型クルーズ客船ふ頭整備に必要な財源の確保 ○大型クルーズ客船ふ頭の客船ターミナル整備への補助制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾局と国土交通省港湾局とで個別協議中

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
3. 交通機関や公共空間のバリアフリー化	⑩鉄道のバリアフリー化	都市整備局 交通局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道駅における可動式ホームドアの整備促進のため事業者の取組支援及び財源の確保 ○可動式ホームドアのコスト削減や扉位置の異なる車両への対応など諸課題解決に向けた技術開発への支援の充実 ○鉄道駅におけるバリアフリー施設の整備促進のため事業者の取組支援及び財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームドアの設置などバリアフリー化に向けた対策を深化させることなどを盛り込んだ「交通政策基本計画」（計画期間：2014年度～2020年度）を平成27年2月に閣議決定 ○都市整備局と国土交通省鉄道局とで個別協議中
	⑪道路のバリアフリー化	建設局 港湾局 警視庁	警察庁 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○道路のバリアフリー化推進のための財源の確保 ○アクセシブルルートにおける交通安全施設等のバリアフリー化のための財政支援 ○センター・コア・エリアならびに競技会場及び関連施設周辺の国道の無電柱化の推進 ○無電柱化事業の制度の充実及び財源の確保 ○会場周辺の臨港道路等の無電柱化の実施に必要な財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年5月に、国土交通省が都内において重点的にバリアフリー化に取り組む重点区間を設定し、今後、関係機関と「東京都内の道路におけるバリアフリー化推進連絡会議」を設置予定 ○建設局、港湾局と国土交通省道路局、国土交通省港湾局とで個別協議中 ○交通安全施設等のバリアフリー化については、警視庁と警察庁交通局とで個別協議中
4. テロ対策など治安対策等の強化	⑫治安の維持向上	警視庁	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○首都警察特別補助金の増額 	<ul style="list-style-type: none"> ○警視庁と警察庁長官官房とで個別協議中
	⑬首都東京を守るテロ対応力の強化	警視庁 東京消防庁	警察庁 消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○テロ対策資機材・車両等の首都東京への重点配備 ○サイバー攻撃対策の強化 (訓練実施、装備資機材の充実強化等) ○民間事業者との連携によるテロ対応力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○テロ対策資機材・車両の重点配備、サイバー攻撃対策の強化、民間事業者との連携によるテロ対応力強化については、警視庁と警察庁警備局、警察庁刑事局とで個別協議中 ○テロ対策資機材・車両の重点配備については、東京消防庁と総務省消防庁とで個別協議中
	⑭防災・危機管理体制の強化	福祉保健局 東京消防庁 下水道局 警視庁	警察庁 消防庁 厚生労働省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○新興・再興感染症対策の強化に向けた技術的支援及び財政支援等 ○下水道における浸水対策・震災対策の推進に向けた財源の確保 ○災害発生時の消防対応力の強化に向けた財政支援及び拠点整備 ○災害警備用資器材等の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉保健局、東京消防庁、下水道局と総務省消防庁、厚生労働省健康局、厚生労働省国立感染症研究所、国土交通省水管理・国土保全局とで個別協議中 ○災害警備用資器材等の充実強化については、警視庁と警察庁警備局とで個別協議中

項 目	施 策	都所管局	省 庁 名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
5. 外国人旅行者の受入体制の整備	⑮快適な滞在環境の整備	オリンピック・パラリンピック準備局 病院経営本部 産業労働局	内閣官房 総務省 厚生労働省 国土交通省 観光庁	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語対応協議会での検討を踏まえた表示・標識等の多言語対応の推進 ○外国人旅行者の情報アクセス環境を向上させる無料公衆無線LAN等の整備の促進 ○外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境整備の促進 ○外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組の推進 ○医療機関における多言語による診療体制の整備に向けた取組に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民一体の「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において、先進的取組事例やICTの活用事例等を紹介。平成26年11月に策定した取組方針を踏まえて引き続き多言語対応を推進 ○多言語対応協議会の取組等を踏まえ、観光立国推進閣僚会議において平成28年5月に策定した「観光ビジョン実現プログラム2016」では、訪日外国人への多言語による情報伝達の優れた事例や多言語対応のためのICT関連技術や製品を全国の地方自治体や企業と共有する仕組みを構築するとともに、標準化された防災ピクトグラム等の普及拡大に努めることを明記 ○平成26年8月に、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」が設置され、官民一体となった外国人旅行者への無料公衆無線LANの整備促進等を推進中 ○外国人旅行者の情報アクセス環境の向上、多様な文化・習慣に配慮した環境整備の促進、公共交通機関等の共通パス等の発行や普及に向けた取組の推進については、産業労働局と観光庁、総務省総合通信基盤局、国土交通省鉄道局、国土交通省自動車局とで個別協議中 ○平成27年8月に、厚生労働省の平成27年度補助事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」における医療通訳拠点病院に都立広尾病院が認定（都内全体では計6病院が認定）
6. 大会開催都市にふさわしい環境の整備	⑯大会開催に向けた緑化の推進	建設局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○国道の維持管理(路面清掃、街路樹剪定等)の充実 ○直轄国道の街路樹植栽 ○公園緑地の整備・改修を集中的に実施するため補助対象施設の拡充及び財源の確保 ○公園整備の用地取得の制度の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設局と国土交通省都市局、国土交通省道路局とで個別協議中

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
6. 大会開催都市にふさわしい環境の整備	⑰大会開催に向けた環境施策の推進	環境局 建設局 港湾局 交通局 下水道局	資源エネルギー庁 国土交通省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶の保管場所を義務付ける法制度の創設 ○水辺空間の賑わいづくりに向けた制度の充実及び財源の確保 ○水辺空間の緑化の推進のための制度の充実及び財源の確保 ○水質浄化の推進のための計画的なしゅんせつに係る財源の確保 ○公有水面(外濠)の水質浄化の推進への支援 ○東京港の水質を改善する海浜の整備に必要な財源の確保 ○運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源の確保 ○バス事業者への燃料電池バスの導入に対する必要な財源の確保 ○合流式下水道の改善に対する必要な財源の確保 ○下水道における高度処理の推進に対する必要な財源の確保 ○水素社会の実現に向けた取組に対する支援及び財源の確保 ○ヒートアイランド・暑熱対策の推進に向けた必要な財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年2月、公道とディスプレイの距離規制について、代替措置を設けることにより距離短縮が可能となるよう、一般高圧ガス保安規則を改正 ○平成27年4月に、国土交通省が設置した「アスリート・観客にやさしい道の検討会」で道路緑化や環境舗装等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策に向けた取組を検討中 ○「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、平成28年6月に「平成28年度における外国人等に向けた熱中症等関連情報の情報発信の計画」を策定 ○環境局、建設局、港湾局、交通局、下水道局と資源エネルギー庁、国土交通省水管理・国土保全局、国土交通省道路局、国土交通省自動車局、国土交通省海事局、国土交通省港湾局、環境省水・大気環境局とで個別協議中
7. スポーツ・文化・産業の振興	⑱スポーツ施設の整備等	オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ庁	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設の整備に対する制度の充実と財源の確保 ○ナショナルトレーニングセンター等の利用対象者の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○ナショナルトレーニングセンター等のオリンピック競技・パラリンピック競技の共同利用を推進 ○オリンピック・パラリンピック準備局とスポーツ庁とで個別協議中
	⑲文化プログラムの推進	生活文化局	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ○都、都内の芸術文化団体等が取り組む文化プログラムをはじめとする様々な文化プロジェクトに対する財政支援 ○都内の国公立、民間の文化施設間の連携推進に向けた積極的な参加と責任に応じた財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年3月に開催した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議(第2回)」において、「beyond 2020 プログラム」の推進について合意 ○平成28年1月に、「上野「文化の杜」新構想実行委員会」が、東京国立博物館、上野動物園など計8施設への共通入場券である「UENO WELCOME PASSPORT」を発行 ○生活文化局と文化庁とで個別協議中
	⑳大会を契機とした経済活性化	産業労働局	内閣官房 経済産業省 中小企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ○「中小企業世界発信プロジェクト」を連携して推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業世界発信プロジェクト推進協議会に内閣官房及び中小企業庁が参加 ○「ビジネスチャンス・ナビ2020」への国等の調達案件の掲載について連携 ○国の調達案件における「ビジネスチャンス・ナビ2020」の活用方法や、経済界への働きかけ方法等具体的な連携内容につき産業労働局と経済産業省及び中小企業庁とで検討

項目	施策	都所管局	省庁名	東京都の29年度要望事項（概算要求等）	協議状況等
8. パラリンピック競技大会に向けた競技会場の整備等	㉑競技会場の整備及び安定的な大会運営	オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ庁	<ul style="list-style-type: none"> ○パラリンピック競技大会への十分な財政支援 ○「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」への対応など施設のバリアフリー化に対する十分な財政支援（再掲） 	○オリンピック・パラリンピック準備局とスポーツ庁とで個別協議中
	㉒障害者スポーツの振興	オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ庁	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者競技団体の財政面を含めた基盤強化 ○障害者スポーツの普及啓発・理解促進 ○スポーツ施設の整備に対する制度の充実と財源の確保（再掲） ○ナショナルトレーニングセンター等の利用対象者の拡大（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ナショナルトレーニングセンター等のオリンピック競技・パラリンピック競技の共同利用を推進 ○オリンピック・パラリンピック準備局とスポーツ庁とで個別協議中
	㉓鉄道のバリアフリー化（再掲）	都市整備局 交通局	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道駅における可動式ホームドアの整備促進のため事業者の取組支援及び財源の確保 ○可動式ホームドアのコスト削減や扉位置の異なる車両への対応など諸課題解決に向けた技術開発への支援の充実 ○鉄道駅におけるバリアフリー施設の整備促進のため事業者の取組支援及び財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームドアの設置などバリアフリー化に向けた対策を深化させることなどを盛り込んだ「交通政策基本計画」（計画期間：2014年度～2020年度）を平成27年2月に閣議決定 ○都市整備局と国土交通省鉄道局とで個別協議中
	㉔道路のバリアフリー化（再掲）	建設局 港湾局 警視庁	警察庁 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○道路のバリアフリー化推進のための財源の確保 ○アクセシブルルートにおける交通安全施設等のバリアフリー化のための財政支援 ○センター・コア・エリアならびに競技会場及び関連施設周辺の国道の無電柱化の推進 ○無電柱化事業の制度の充実及び財源の確保 ○会場周辺の臨港道路等の無電柱化の実施に必要な財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年5月に、国土交通省が都内において重点的にバリアフリー化に取り組む重点区間を設定し、今後、関係機関と「東京都内の道路におけるバリアフリー化推進連絡会議」を設置予定 ○建設局、港湾局と国土交通省道路局、国土交通省港湾局とで個別協議中 ○交通安全施設等のバリアフリー化については、警視庁と警察庁交通局とで個別協議中